

人権を侵害された個人が求めうる国際的救済

小寺初世子

大阪国際大学政経学部教授

International Remedies to Which Private Victim Individuals of Human Rights Violations May Resort

Sayoko KODERA

Faculty of Politics, Economics and Law, Osaka International University

Affiliated Researcher, Institute for Peace Science, Hiroshima University

SUMMARY

Among three main measures of implementation which are provided for in the “International Covenant on Civil and Political Rights” and “Optional Protocol” attached thereto; i.e., (1) Government Reporting (cf. Art. 40 of the Covenant), (2) State Communication (cf. Art. 41 of the Covenant), and (3) Private Individual’s Communication (cf. Art. 2 of the Optional Protocol); it is the last one that is supposed to be the most effective. Besides the Optional Protocol to the International Covenant on civil and Political Rights, such human rights treaties as the “International Convention on the Elimination of all Forms of Racial Discrimination”, the “Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment”, and some of

regional treaties such as the “European Convention of Human Rights”, the “American Convention on Human Rights”, or the “African Charter of Human Rights”, also provide for the individual communication as one of their measures of implementation.

Even though Japan is not a State Party to any of these treaties, we may enjoy this measure of implementation, when we happen to be subjects to the jurisdiction of states which have ratified or acceded to these treaties. Therefore, it should be important to study the Provisions relating to this system.

The paper is divided into 5 Sections. Following the Introductory Section, the practical ways and means for individual victims to submit communications to the Human Rights Committee which is the treaty body established by the Covenant are dealt with in the Section I. In the Section II, the proceedings to be taken by the Committee for the consideration of the communications are described. And in the following Section, three typical cases are briefly introduced: in the 1st case, though declared admissible, no violation of the treaty provisions was found; in the 2nd case which was also declared admissible, the Committee found violation of provisions of the Covenant; and in the 3rd case, the Committee declared it to be inadmissible. In the last Section, the writer concluded that these cases, though concerned with minor matters at the beginning, should help people to become conscious of human rights of others as well as of themselves.

【はじめに】

1966年12月16日、国連総会で採択され、1976年3月23日に効力を発生した『自由権規約』¹⁾は、その「実施措置」として、40条では義務的「政府（国家）報告制度」を、また41条では選択的（＝任意的）「国家通報制度」とを規定するとともに、同時に採択された『選択議定書』²⁾で、「個人通報制度」をも採用していた。

そもそも「人権」というものが、個人の「人間としての固有の権利・譲りわたすことのできない権利」を意味している限り、その「侵害」に対する「救済」は、「被害者本人」に求めさせるのが、もっとも適切と考えられ、その意味で、自由権的基本権の保護を内容とする『自由権規約の選択議定書』が、選択的（＝任意的）にせよ、「個人通報制度」を採択したことは、きわめて当をえた選択であったというべきであろう。もっとも、「国際法とは、国家間の関係をもっぱら規律する法である」としてきた国際法についての従来の観念からすれば、この選択が、きわめて画期的³⁾なものであったということはいうまでもあるまい。

現在のところ、残念ながら日本は、『自由権規約』の締約国とはなっているものの、この『選択的議定書』には入っておらず、したがって、日本がこの規約違反の責任を、被害者個人から追及されることはありえない⁴⁾。しかし、われわれ日本人が、個人として、この議定書の締約国の「管轄下」にあるときは、規約に定めるいづれかの権利を侵害されたときは、被害者個人として「規約人権委員会」⁵⁾（以下H R Cとも略称）に宛て通報し、その審査（＝救済。検討、審議という場合もある。）を求めるができるのである⁶⁾。

いいかえれば、『自由権規約』の規定する「個人通報制度」は、われわれ日本の一般市民にとっても利用可能な制度なのである。もちろんそれには、われわれが、この『第1選択議定書』締約国⁷⁾の管轄下にあることが条件ではある。しかし、このところ、外国に出ていく日本人はたいそう増え、当然、この条件を満たす場合も少なくないだろう。にもかかわらず、正直なところ、われわれは、日頃しきりに「国際化」の語を口にしながら、このような「われわれ個人に利用可能な国際制度」について、けっして十分な知識をもっているとはいえない。

そこで、本稿では、この『自由権規約』およびその『第1選択議定書』に基づく

「個人通報制度」の概要を解説し、あわせて、規約人権委員会による個人通報処理の最近の事例をいくつか紹介することとしたい。

筆者の入手できた最新の資料⁸⁾によれば、『自由権規約』およびその『選択議定書』が効力を発生した年の翌年、つまり1977年の第2会期から、「規約人権委員会」は早速個人通報の検討を開始しているが、それから1992年までの間に、この委員会は、42の締約国に関する514の通報を検討してきたとのことである。そして、この検討の結果は、つぎのようになっている。

(1) 議定書5条4項の「見解=覚書」で終結したもの：138件

(うち、規約違反の認定されたもの：106件)

(2) 受理不可能とされたもの：155件

(3) 中断または撤回されたもの：80件

(4) 受理の決定はされたが、まだ結論に到っていないもの：49件

(5) 受理・不受理を決定する前の段階にあるもの：92件

合計514件である。なお、この他にも、委員会の検討にかけるかどうかを決めるための追加情報を通報者に要求中のものが数百通、さらに、委員会の検討にかけるのは難しいとの見通しを伝えられている通報者も数百人に達しているという。

1) 正式の名称は『市民的及び政治的権利に関する国際規約』といい、これを「B規約」と略称する場合もある。

2) 正式の名称は、『市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書』といい、規約と同時に発効した。1989年12月15日に、死刑の廃止を目的とする第2の選択議定書が採択されてからは、『自由権規約第1選択議定書』と通称されるようになっている。

3) 国連が、『自由権規約』を含む『国際人権規約』の採択に手間どっているあいだに、採択された『人種差別撤廃条約』(1965年12月21日採択、1969年1月4日発効、日本は未加盟)が、その14条で、『個人通報制度』を採用。一足さきにこの制度を実施に移した。なお、この先鞭をつけたのは、地域的人権条約としてのヨーロッパ人権条約であり、1953年の条約発効以来、この「個人通報制度」(25条)を実施している。また、その後も『拷問等禁止条約』(1984年12月10日採択、1987年6月26日発効、日本は未加盟)22条、米州人権条約(1978年発効)44条、パンジェル憲章(アフリカ人権条約、1986年発効)55条なども、個人(その集団を含む)等からの通報制度を規定している。

4) 『第1選択議定書』1条後段参照。

5) 『自由権規約』28条以下参照。以下、委員会、H R C (Human Rights Committee)ともいう。

6) 人権侵害に対して、個人が国際的レベルでの救済を求める方法は、この『第1選択議定書』に基

づく通報以外にも、国連の人権委員会（Commission on Human Rights, 以下CH Rともいう）に通報するという方法がある。とくに、1970年に経済社会理事会が「決議1503」を採択して以来は、この決議のさだめる「1503手続き」によって多くの個人が国連にあて、その対応をもとめて、人権侵害に関する通報を送るようになったといわれる。もっとも、この手続きによって対処されるのは、いわゆる「大規模人権侵害の事態」であって、個々の被害者に対して、個別具体的な救済措置が講じられるわけではない点で、議定書のさだめる救済とは、基本的に異なってはいるのである。この手続きについては、阿部浩己・今井直の両氏が雑誌『法学セミナー』に連載しておられる「入門国際人権法」の12~13（同誌468・9号）も参照されたい。

なお、議定書締約国の「管轄下にある個人 “individuals subject to its jurisdiction”」が、当該国家の国民だけでなく、当該国家に居住する外国人、および当該国家を旅行中の外国人をも含みうることは、いうまでもあるまい。

7) 『第1選択議定書』締約国は、(西ヨーロッパ) オーストリア、デンマーク、フィンランド、フランス、アイスランド、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、サン・マリノ、スペイン、スウェーデン、(東ヨーロッパ) ブルガリア、ベラルーシ、チェコ、スロヴァキア、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、ウクライナ、ユーゴースラビア(S)、スロヴェニア、エストニア、リトアニア、ロシア、アルメニア、(北米・カリブ) バルバドス、カナダ、コスタリカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル(S)、ホンジュラス(S)、ジャマイカ、ニカラグア、パナマ、セントビンセント、トリニダード・トバゴ、(南米) アルゼンチン、ボリビア、チリ、コロンビア、エクアドル、ガイアナ、ペルー、スリナム、ウルグアイ、ベネズエラ、(大洋州) オーストラリア、ニュージーランド、(アジア) 大韓民国、モンゴル、ネパール、フィリピン、キプロス、(アフリカ) アルジェリア、アンゴラ、ベニン、カメルーン、中央アフリカ、コンゴ、赤道ギニア、ガンビア、ギニア、リビア、マダガスカル、モーリシャス、ニジェール、セネガル、セイシェル、ソマリア、スーダン、トーゴ、ザイール、ザンビア、以上74(3S)カ国(1993年末現在)である。

8) 規約人権委員会1992年度年報(A/47/40, 9 Oct. 1992) 153頁参照。

【I】 規約人権委員会に宛て、個人が人権侵害事件を通報するには

A. 議定書のさだめる個人通報の要件

- (a) その「人権侵害」を、個人が通報することのできる国家：『自由権規約』の締約国であり、かつ『第1選択議定書』の締約国となっている国家¹⁾。
- (b) その「人権侵害」を、通報することのできる個人（=通報者）：うえの(a)にいう国家の管轄下にある個人²⁾で、かつ、つぎの(c)にいう権利を侵害されたと主張する個人³⁾。
- (c) その「侵害」を通報することのできる人権（=権利）：『自由権規約』にさ

だめるいざれかの権利⁴⁾。

- (d) (b)にいう個人が、その「人権侵害」を通報するための要件：利用しうるすべての国内的救済措置を尽くしていること⁵⁾。
- (e) その他の要件：「文書」による通報であること⁶⁾。
- (f) 委員会による個人通報受理要件： i. 通報が「匿名」でないこと⁷⁾， ii. 委員会が当該通報の提出を、「通報提出権の濫用」⁸⁾と判断しないこと⁹⁾， iii. 委員会が、当該通報の提出を、「規約の規定に抵触する」と判断しないこと¹⁰⁾。

1) 議定書1条参照。

2) 議定書1条参照。

3) 議定書2条参照。現実の通報者は、被害者本人でなくてもよい。後出「通報モデル」の記載事項参照。

4) 議定書1条、規約6条～27条参照。

5) 議定書2条参照。ただし、議定書5条2項(b)参照。

6) 議定書2条参照。

7) 議定書3条参照。

8) 正文（英語）では，“an abuse of the right of submission of ... communication”

9) 議定書3条参照。

11) 議定書3条参照。

B. その他、通報にかかる技術的要件

(a) 通報の宛て先は、「規約人権委員会」である。その具体的宛て名は、

To: The Human Rights Committee

c/o Centre for Human Rights

United Nations Office

8–14 avenue de la paix

1121 Geneva 10, Switzerland となる¹¹⁾

(b) 通報の記載事項は、

1. 通報者に関する情報：(1) 氏名（フルネームで）、(2) 国籍、(3) 職業、(4) 生年月日および出生地、(5) 秘密通信の送付先（現住所以外の場合のみ）、
- (6) 通報者の身分 a) 被害者本人、b) 被害者の法的代理人、c) その他、から選択（その他にマークしたときは、i. 被害者との続柄（たとえば、血

縁、 その他の個人的関係を説明²⁾), ii. 被害者本人が通報できない理由、 の記載が必要)

2. 被害者に関する情報³⁾

3. 関係国／違反条項／地方的救済：自由権規約おおび選択議定書の締約国で、当該通報によって告発された国家の名称／違反を追及されている自由権規約の条項／被害者自身により、または被害者のためにおこなわれた地方的救済請求——対裁判所もしくはその他の公的機関、ならびにその請求の時期および結果（可能なときは、すべての司法判決または行政決定のコピーを添付すること）、なお、地方的救済が尽くされていないときは、その理由。

4. 他の国際的手続き：同一の事件について、他の国際的調査もしくは処理手続き（たとえば米州人権委員会、ヨーロッパ人権委員会の）にかけられたことがあるかどうか、あるときはその時期および結果。

5. 請求にかかわる事実：告発対象となった「自由権規約違反」にかかわる事実の詳細な記述（字数・枚数無制限）。

とされ、冒頭に日付、最後に、通報の作者（通報者）が自署する⁴⁾。

1) なお、これが、自由権規約と議定書に基づく「個人通報」であることを明確にしておくために、封筒には、"submitted for consideration under the Optional Protocol to the International Covenant on Civil and Political Rights" と注記しておくのがいいのではないかと思われる。

2) 被害者となんの関係もない者は、被害者に代わって通報者となることはできない。

3) この項は、通報者が被害者以外の者である場合のみ必要となるもので、(1) 氏名（フルネームで）、(2) 国籍、(3) 職業、(4) 生年月日および出生地、(5) 現住所または居所、を記入する。

4) 以上の記載事項は、国連の Fact Sheet 7 号 17・8 頁所収の通報モデルを参照したものである。

【III】 通報を受けた委員会のとる手続き¹⁾

「人権侵害」の被害者（本人、その代理、その他通報権を認められる者）から、規約人権委員会（H R C）に宛てられた（ないしは宛てられたと推測される²⁾）文書による「通報」は、つぎのような手順で、処理される。

A. 委員会への通報送付

(1) 国連事務総長（以下 S G とも略称）は、受領した通報について、委員会の

「注意を喚起」し³⁾、必要なときは、委員会による通報審査の希望の有無を通報者に確認する⁴⁾。

- (2) SGは、受領した通報の「リスト」を作成し、通報「内容の要旨」をそえて、定期に、委員会の委員に回覧するとともに、国連事務局に、これら通報全部の記録を永久保存する⁵⁾。委員会の委員は、SGから「注意を喚起」された通報の全文を、いつでも、閲覧することができる⁶⁾。
- (3) SGは、通報に対する『議定書』の適用可能性に関して、特に以下の事項につき、通報者から（回答期限を設定して⁷⁾、）確認をとることができる。 i. 通報者の氏名、住所、年齢、職業、および本人証明、 ii. 当該通報で告発する（議定書）締約国（以下関係国ともいう）の名称、 iii. 当該通報の目的、 iv. 違反を申し立てられた規約の条項、 v. 申立事実、 vi. 援用された地方的救済措置、 vii. 同一事件について援用中の他の国際調査または国際処理手続きの進行程度⁸⁾。
- (4) 事務局に記録された各通報に関し、（その後に）得られた関連情報の概要は、直ちに、委員会の委員に対して回覧される⁹⁾。

B. 委員会またはその下部機関による通報審議に関する一般規定

- (1) 委員会またはその下部機関による通報審議のための会合は、非公開とする。ただし議定書の適用といった一般的問題を審議するための会合は、委員会の決定により、公開とすることができる¹⁰⁾。
- (2) 委員会は、非公開会議における委員会活動に関し、マスコミおよび一般大衆の利用に供するため、SGを通じてコミュニケを発表することができる¹¹⁾。
- (3) 委員会の委員で、以下の条件に該当するものは、委員会における当該通報の審議に参加することはできない。 i. 当該事件になんらかの個人的利害関係のある場合、 ii. 当該通報に扱われている事件についておこなわれた決定に、なんらかの資格で、すでに関わったことのある場合¹²⁾。
- (4) ある通報の審議について、委員自身が、なんらかの理由で、参加するべきでない、もしくは参加を継続するべきではないと判断したときは、同委員がその欠席を委員長に通知する¹³⁾。

(5) 委員会は、通報に関する「委員会最終見解」を関係国に送付するに先立ち、規約違反を申し立てている通報者に対する回復不能の損害を避けるため、暫定的な措置が望ましいか否かについての委員会見解を当該関係国に通知することができる。なおこの場合、委員会は、暫定措置に関するこうした委員会見解の提示が、通報の本案についての決定を意味するものではないことも、関係国に通知しなければならない¹⁴⁾。

1) 議定書4条・5条にも規定があるが、ここでは、それをさらに詳細にした「規約人権委員会手続き規則」"Provisional rules of procedure adopted by the Human Rights Committee at its 1st and 2nd sessions, embodying the amendments and additions adopted by the Committee at its 3rd and 7th sessions (1979.12.3現在)"(以下、規則)による手続きを概説する。

2) 規則78-1参照。

3) 規則78-1参照。注意喚起については、議定書4条も参照。

4) 規則78-2。通報者の真意に疑いが残る場合でも、通報は委員会に送付される。ただし、当該通報が、議定書非締約国の「人権侵害」にかかるものであるときは、受領されることはない。規則78-3参照。

5) 規則79-1参照。

6) 規則79-2参照。

7) 規則80-1参照。

8) 規則80-1参照。SGはこの確認中でも当該通報をリストに含めることができる。規則80-4参照。なおこの確認のために、委員会は「調査票」を作成できる。規則80-3参照。

9) 規則81参照。

10) 規則82参照。

11) 規則83参照。

12) 規則84-1参照。このことに関して疑問のある場合は、すべて委員会によって決定される。規則84-2参照。

13) 規則85参照。

14) 規則86参照。

C. 通報の受理可能性(admissibility) 決定手続き

(1) 委員会は、以下の規則にしたがい、できるだけ早急に、通報が、議定書に基づき、受理可能か否かを決定する¹⁵⁾。

(2) 委員会は、別段の決定をしないかぎり、事務局が通報を受領した順序でこれを審議する。また、委員会が適切と判断したときは、2以上の通報の併合を決

定することができる²⁾。

- (3) 委員会は、議定書1～3条および5条2項に規定された受理条件の充足に関して委員会に勧告させるため、5人以下の委員で構成される作業部会を、1つ以上設置することができる³⁾。
- (4) 通報の受理可能性を決定するにあたり、委員会はつきの諸事項を確認する。
i. 通報が匿名でなく、かつ議定書締約国の管轄下にある個人または個人群から寄せられたものであること、ii. 当該個人（通報者）が、規約のさだめるいすれかの権利を、当該締約国によって侵害された被害者であると申し立てていること⁴⁾、iii. 当該通報が、議定書のいう通報提出権の濫用にあたらないこと、iv. 当該通報が、規約の規定に抵触しないこと、v. 同一の事件が、現在、他の国際調査もしくは処理手続きに係属中でないこと、vi. 当該個人が、利用可能な一切の地方的救済手段を尽くしていること⁵⁾。
- (5) 委員会または通報作業部会は、SGを通じ、一定の期限を設けて、通報の受理可能性問題に関する文書による追加情報ないしは見解の提出を、関係締約国または通報者に対して、要求することができる⁶⁾。
- (6) 通報は、関係締約国が通報の全文を受けとり、かつ、うえにいう情報または見解を提出する機会を与えられたのでないかぎり、受理可能と宣言されることはない⁷⁾。
- (7) 委員会は、通報が受理不可能と決定されたときは、直ちに、SGを通じてその決定を通報者に通知し、また、当該通報が関係締約国に送付済のときは、当該締約国にも通知する⁸⁾。なお不受理の決定が、議定書5条2項に基づいておこなわれたものである場合、本人もしくは本人のためにする者から、5条2項に基づく不受理理由の解消を知らせる内容の情報がもたらされたときは、委員会は後日、この決定を再審議することができる⁹⁾。

1) 規則87参照。

2) 規則88－1・2参照。

3) 規則89－1参照。この部会は、通常「通報作業部会」といわれる。作業部会の会合にも、可能なかぎり、委員会手続規則が適用される。規則89－2参照。

4) 通常、通報は被害者本人またはその代理人によって提出されるが、委員会は、被害者だと申し立

てている者が、自身で（その代理人を含む）提出することが出来ない事情にあると判断したときは、その者のために（本人または代理人以外の者から）提出された通報の審議をうけいれることもできる。規則90－1(b)後段参照。

- 5) 規則90－1 参照。なお、委員会は、他の受理可能要件を満たしながら、議定書5条2項のために問題を残している通報は、審議するものとする。規則90－2 参照。
- 6) 規則91－1 参照。この要求には、こうした要求が、受理可能性に関するなんらかの決定が行われたという事実を意味しない旨の声明を含めるものとする。規則91－3。
- 7) 規則91－2 参照。通報者側には、この特典のないことに注意されたい。
- 8) 規則92－1 参照。
- 9) 規則92－2 参照。

D. 通報審議のための手続き

- (1) 委員会が通報受理を決定したときは、直ちに、その決定および関係資料全文が、SGを通じて、関係締約国に提供される。通報者もまた、委員会のこの決定は、SGを通じて、通知される¹⁾。
- (2) 6か月以内に、関係締約国は、委員会に対し、審議中の事柄および当該国家によってすでにとられた救済措置（がもしあれば）を明らかにする説明書または声明書を提出する。これらの提出された説明書または声明書は、SGを通じて、通報者に送付され、これをうけた通報者は、委員会のさだめる期限内に、文書で、追加情報または見解を提出することができる²⁾。
- (3) 委員会は、通報を受理可能と認めた決定を、うえの規則にしたがって関係締約国から提出された説明書または声明書に照らして、再審査することができる³⁾。
- (4) 通報が受理可能とされると、委員会は、通報者および関係締約国から提供された一切の文書による情報に照らして、通報を審議し、この通報に関する「委員会見解」を作成する。「委員会見解」作成にあたり、委員会は5名以内の委員により構成される作業部会を設置して、その任にあたらせることができる⁴⁾。
- (5) 「委員会見解」は、SGを通じて、通報者および関係締約国に送付される⁵⁾。この時、いずれの委員も、自己の「個別見解」を「委員会見解」に添付して送付するよう、要請することができる⁶⁾。

- 1) 規則93- 1 参照。
- 2) 規則93- 2・3 参照。
- 3) 規則93- 4 参照。
- 4) 規則94- 1 参照。
- 5) 規則94- 2 参照。
- 6) 規則94- 3 参照。

E. まとめ

以上の、規約人権委員会における個人通報の処理手続きをみれば、審議の過程における通報者（個人）と関係締約国との扱いの格差が、まず目を惹く。

ところで、人権侵害に関する（被害者）個人からの通報は、いわゆる「1503手続き」にしたがって、経済社会理事会の機能委員会のひとつである「人権委員会（C H R）」によっても審議されうるもの、ここでは、人権侵害の「重大事態」が審議されるだけで、個別具体的な人権侵害事件の被害者についての審議がおこなわれるこの「議定書による個人通報制度」とは異なること、また、「1503手続き」の場合は、人権侵害を申し立てられた国家が自発的に審議に応じてこないかぎり、C H Rによる「事態の審議」はありえないのに対して、この「議定書による個人通報制度」では、人権侵害を通報された国は（議定書締約国に限定されるが）、H R Cによる通報の審議に応じないわけにはいかない事実に、大きな利点がある。もっとも、C H Rの審議の対象となる国は、特定の条約の締約国に限定されず、また、ここで問題となしうる人権にも限定がない（議定書による通報は、自由権規約所定の権利侵害事件に限定）うえ、通報者の範囲もC H Rに対するそれは広いし、通報者が、通報審議に関して与えられる情報にも格差がある¹⁾など、「1503手続き」にも利点がないわけではない。

なお、H R Cでの通報の審議中は、一切の手続きが非公開とされるが、委員会の結論——受理可能と宣言され、本案について審議された通報に関する「委員会見解」、および他の通報に関する不受理決定——は、つねに公開されるのに対し、C H Rによる通報審議にかかわるもの多くは、まだまだ非公開のとぼりの奥に隠されている部分が多い²⁾

- 1) 1503手続きにかかる C H R の個人通報制度と、議定書にかかる H R C の個人通報制度の簡単な比較については、国連 Fact Sheet No. 7 pp. 12-13 参照。
- 2) 1978年以降、C H R 委員長が審議の対象となった国家の名称を公表したり、経済社会理事会が、若干の國の人権事態に関する委員会の特別代表の秘密報告を公開したりする例も、ないわけではないが。Fact Sheet p. 8 参照。

【IV】 規約人権委員会による通報処理の事例

規約人権委員会による通報処理の最近の事例を、1991年版と1992年版の「H R C 年報」¹⁾で拾ってみれば、前者²⁾に収録された合計22の通報のうち、ジャマイカに関わるものが多い（16の不受理決定事件中、6件、6つの受理決定事件中、3件）のが、目を惹き、後者³⁾でも、この傾向は続いている（30の不受理決定事件中、6件、18の受理決定事件中、10件）。以下は、1991年度の年報に収録された事件で、受理決定はなされたものの、本案で「規約の条項に対する違反なし」とされた事例⁴⁾、同じく受理決定はなされたが、本案でも規約の条項違反が認められた事例⁵⁾、および不受理決定の下された事例⁶⁾を各1件ずつ選んで、その概要を紹介したものである。

- 1) G A O R Sup. No. 40 (A/46/40) 1991 および (A/47/40) 1992。第1選択議定書 6 条参照。
- 2) H R C 第40~42会期の通報審議結果を採録。
- 3) H R C 第44~46会期の通報審議結果を採録。
- 4) 以下の通報審議事例・その1参照。
- 5) 以下の通報審議事例・その2参照。
- 6) 以下の通報審議事例・その3参照。

A. 通報審議事例・その1⁷⁾

〔通報の概要〕

この事例は、同様な内容をもつ2つの通報を併合して審議したものである。うちひとつは、通報番号221/1987（1987. 1. 15提出・以下A-1），他は、通報番号323/1988（1988. 7. 25提出・以下-1）であり、それぞれ、1988年の7月25日と11月9日付で受理決定され、併合⁸⁾審査の結果、1991年4月11日に「委員会見解」が出されたものである。

通報者は、いずれもフランスのブルターニュに在住するフランス市民であり、かつ、フランス国（＝関係締約国）により、権利を侵害されたと主張する被害者本人である。前者の氏名は、Yves Cadoret、職業は教師、後者の氏名は、Herve Le Bihan、職業は教育助言者である。

フランスが、違反を申し立てられた条項は、自由権規約の14条（公正な裁判を受ける権利）、19条（表現の自由）、26条（法律の前の平等）、および27条（少数民族の権利）である。

委員会見解に示された結論は、「通報者および関係締約国の双方から、文書で提出されたあらゆる情報を考慮した結果、これらに示された事実は、通報者が、規約のいずれの条項違反の犠牲者であるとの主張も支持しない」というものであった。

〔争われた事実〕

通報者両名は、1985年3月20日、前年の6月にランヌ近辺の3つの道路標識を破損した罪科で、ランヌの懲戒裁判所（Tribunal Correctionnel）に出頭した折、ブルターニュ語が彼らの母語であるにもかかわらず、法廷でこの語の使用を許されず、彼らが召喚を求めた3名の証人もブルターニュ語で宣誓することができなかつたこと、彼らを有罪とする判決に関する情報は一切提供されなかつたが、両名は懲戒裁判所の決定に対して上訴したこと、しかし、1985年9月23日のランヌの控訴裁判所での審理でも、この裁判所がブルターニュ語で応答することを拒否したこと、の以上である。

なお、地方的救済原則に関しては、通報者は、フランスの司法制度がブルターニュ語の使用を認めないのであるから、援用できる救済方法は存在しないと主張した。

〔通報者の申し立て〕

公正な裁判を受ける権利の侵害について：フランスの法廷が、彼らにブルターニュ語で表現する権利を拒否した（そのため彼らは宣誓しなかつた）のは、規約14条1項および3項(e)・(f)の違反である。彼らはブルターニュ語を母語として育つた。だからブルターニュ語による審理を求め、通訳を要求した。彼らは、フランス語が下手なふりをしたことはない。ただ母語であるブルターニュ語の使用を求めただけで

ある。だが裁判所は一貫してこうした要求に耳をかさず、彼らのフランス語能力を調べもせず、ブルターニュ語の使用を認めなかつた。仏訴訟法典（とくに法廷での使用語に関する407条）は法廷での仏語の使用を義務づけておらず、当局の裁量で通訳がつけられた例（1986年2月3日、ロリアン裁判所がブルターニュ語に）もある。

表現の自由侵害について：裁判所が、彼らに、ブルターニュ語による防御をおこなわせなかつたことは、仏語もブルターニュ語も話せる者に仏語だけでその意見を表明することを求めるもので、表現の自由の制限であり、規約19条2項違反である。

言語による差別について：うえの状況は、言語による差別でもあり、26条の違反である（通報者 Cadoret 氏のみ主張）。なお、彼は、裁判所によるブルターニュ語使用要求に関する対応の相違についても言及し、その意味でも、彼は差別されたと主張。

少数民族の権利の侵害について：フランスは、規約の批准に際し、その領域内に少数民族の存在を認めなかつたが、この事実は、現実に仏領内に少数民族が存在しないことを意味するものではない。フランスでは、仏語が唯一の公用語とされているが、現に、ブルターニュ、コルシカ、アルザスなどには、仏語以外の言語を使用するマイノリティのいることはよく知られているし、記録もされている。現在ブルターニュ語を使用する仏市民は数万人にのぼるともいわれている。だから、うえの事実は規約27条違反でもある。

〔フランス＝関係締約国の反論〕

地方的救済手段の不尽について：フランスは、事件の経過を詳細に述べたあと、利用可能な地方的救済手段が、通報者によって尽くされていないと反論。つまり、通報者は懲戒裁判所の判決に対して告発しながら、彼らや彼らの証人に通訳を付けてないとした1審裁判官の決定に対して控訴していないことを指摘。だから、地方的救済手段はまだ彼らによって尽くされてはいないと主張した。

公正な裁判の拒否について：通報者およびその証人は、宣誓の可能性を与えられなかつたのではないから、公正な審理を拒否されたという主張は当たらず、規約14条1項、3項(e)・(f)の違反はない。裁判の全過程を通じて、通報者は、何度も彼らの仏語による完全な表現能力を明白に示した。くわえて、刑事手続きは、方言

の使用要求運動の道具に利用すべきものではない。ここで必要なのは、容疑者の有罪・無罪を確定することであり、そのためには、被告人と裁判官の直接の対話こそ重要である。通訳の使用は、両者のやりとりを不正確にしがちであるから、被告人が裁判所用語（＝仏語）を十分に理解できないときに厳格にしほられるべきである。だから刑訴法上も、本件での、通訳の使用を認めない決定は正しかった。証人は仏語による宣誓を拒んだが、彼らは仏語が理解できないことを立証しなかった。法廷が彼らの証言を得なかつたのは、彼らの側に責任がある。それに、規約14条3項(e)も、刑訴法407条も、被告人より広い権利を証人に与えてはいないとも、関係締約国はつけ加えた。

表現の自由の侵害について：通報者はバイリンガルなのであるから、法廷でブルターニュ語でなく仏語の使用を求められたからといって、表現の自由を奪われたとはいはず、したがって、19条2項の違反もない。仏語で法律用語を駆使できなくても、必要に応じ、法廷自体が彼らの論述の法的意義を決定したはずだからである。

差別の禁止について：フランスは、同国の憲法2条の差別禁止規定にも言及。規約26条の差別禁止は、被告人に法廷での使用語を選択する権利を与えるものではなく、法廷において両当事者に同等の制約に服することを求めるものとする。そして、裁判の当事者は仏語の通常の理解力があればいいのであって、通報者の仏語における法律用語の知識不足は、規約26条の目的と無関係であり、通報者に仏語の使用を求ることは、差別とはならず、したがって、規約26条違反ともならない。そもそも、仏刑訴法は、法廷での仏語の使用を原則としており、その407条のみが例外を定めるが、それは、仏語使用能力の欠如が客観的に認定された（合理的・客観的基準に基づいて）被告人と証人とに対してだけであるが、この主旨は、まさに26条に一致するものである。通報者は彼らの仏語が不十分だと主張するが、その主張は、皮肉にも、完全な仏語でおこなわれたとも指摘。

少数民族の権利侵害について：フランスは、規約批准時につけた「仏共和国憲法2条に照らし、共和国に関するかぎり、規約27のいう少数民族は存在しない」旨の留保を想起し、憲法2条が「この国は、不可分・世俗的で、民主的かつ社会的な共和国」とする定義からも、27条の違反はありえないと主張。

[委員会での審議]

通報の受理可能性について：

- (1) 締約国は、通報者が、通訳を不許可とする1審裁判官の決定を争っていないから地方的救済手段の不尽があり、受理すべきでないというが、通報者の要求は、ブルターニュ語を使用して裁判を受けることである。そして、成功の見込みのない地方的救済手段を尽くす必要がないことを想起すれば、本件に関連するフランスの諸法規に照らして事案が却下されることは明白であることから、フランスのこの主張は支持できない。
- (2) 通報者は、その表現の自由を侵害されたというが、当委員会は、仏法廷で自分の選択する言語を使用するという事実は、規約19条2項と無関係と考えるので、通報のこの主張部分は、規約違反とならず、議定書3条に基づき受理不可能と考える。
- (3) 少数民族の権利との関係では、フランスの留保宣言にも注目するが、当委員会は、この通報にいう事実が27条と関連するとは認めず、したがって、この点でも、受理はできない。
- (4) 規約14条と26条の違反の主張との関係では、通報者は、その主張を裏付ける努力を払っており、当委員会も、これら両条項との関連で、両通報の受理とその併合審査とを決定したのである。

14条関係：通報者は、「公正な裁判」とは、刑事手続きで、被告人が日頃使用する言語の使用を許可すること意味し、それ故、通訳の拒否は、規約14条3項(e)・(f)違反だと主張する。委員会の見解は、以前にも示したが、14条は手続きの平等、とくに、刑事手続きにおける「防御手段の平等原則」を定めるものとみる。だから、法廷での使用語を一つに限定することは、14条違反とならず、公正な審理の要請も、締約国に対し、公用語以外の言語を母語とする被告人が当該公用語を理解しうるかぎりは、当該被告人に通訳を付けることを義務づけるものでもないと考える。したがって、被告人が法廷使用語を理解できないとき、通訳が必要なのはいうまでもない。

そこで、これまでに寄せられた情報に基づき、当委員会は、仏裁判所に規約14条に基づく義務の違反があったとは考えない。通報者もその証人も、仏語に

よる表現能力の欠如を証明していない。そもそも14条は、被告人等が、裁判所公用語に極度に堪能であることを要求しているのではなく、単に公用語での通常の意志疎通の可能性があれば、被告人が他の言語を「より望ましい」と考えたとしても、その者に公用語の使用を強制しても、それは規約14条違反を意味するものではないのである。

26条関係：仏法は、すべての者に対して、法廷で、自分の言語で話す権利を与えてはいない。ただ仏語を話しかつ理解できない者が、通訳をつけられる。この通訳は、通報者が所要の事実を示せばつけられたはずであるが、彼らはそれを示さなかった。だから、通訳がつけられなかつたからといつても、彼らは、言語による差別をうけたとはいえず、したがつて、26条の違反はなかつたのである⁹⁾。

〔結論〕

よつて、当委員会は、両通報の受理可能性は認めるが、規約のいずれの条項の違反も認めない。

委員会見解は、英語、仏語、西語、露語で作成、うち英語版が原本である。

- 7) 通報番号221/1987および323/1988、Yves Cadret および Herve le Bihan 対 仏 (1991年4月11日 - 第41会期採択の委員会見解)。A / 46 / 40 pp. 219-225。
- 8) 両通報の併合は、1989年11月9日、通報A-2の受理と同時に決定された。
- 9) これと極めてよく似た事例に、通報番号327/1988の事件がある。A / 46 / 40 pp. 262-270参照。

B. 通報審議事例・その2¹⁰⁾

〔通報の概要〕

この事例は、死刑に関するもので、通報番号253/1987 (1987. 9. 15弁護人により代理提出) であり、1989年10月17日付けで受理決定され、審査の結果、1991年4月8日に「委員会見解」が出されたものである。

通報者は、ジャマイカの市民であり、現在、同国のセント・カタリナ地方刑務所において、死刑の執行待機中の身で、ジャマイカ国 (=関係締約国) により、権利を侵害されたと主張する被害者本人である。氏名は、Paul Kelly。

ジャマイカが違反を申し立てられた条項は、自由権規約の6条2項（生命に対する権利—死刑の執行条件）、7条（拷問又は残酷な刑の禁止）、9条3項・4項（身体の自由及び逮捕又は抑留の手続き—妥当な期間内に裁判をうける権利又は釈放される権利・遅滞なく抑留決定をうける権利又は釈放を命ぜられる権利）、10条（自由を奪われた者及び被告人の取扱い）、ならびに14条（公正な裁判をうける権利）の1項および3項(a)～(e)と(g)とである。

委員会見解に示された結論は、「通報者および関係締約国の双方から、文書で提出されたあらゆる情報を考慮した結果、これらに示された事実は、関係締約国が、規約の6条、9条2項～4項、10条、ならびに14条3項(c)・(d)および5項に違反していることを示している」というものであった。また委員会は、「死刑事件においては、締約国はことさら規約14条の定める全ての保障を厳守するべきであり、規約14条3項(c)・(d)および5項違反の犠牲者である Paul Kelly は、彼の釈放をともなう救済をうけることができる」との見解をも示し、委員会のこの見解にそって関係締約国がとった一切の関連措置に関する情報受領についての要望まで表明したのである。

なお、この委員会見解には、2つの個別意見が付けられていた。

[争われた事実]

1981年8月20日、通報者は逮捕され、抑留された。以後彼は、自分に対する正式の容疑を知らされることなく抑留されつづけ、同年の9月15日になってはじめて、警察への陳述の後で、自分に対する容疑が、1981年7月2日におけるOwen Jamiesonの殺害容疑であることを知ったのである。

彼は、共同被告人である Trevor Collins とともに、1983年の2月9日から15日のあいだ、ウェストモーランド巡回裁判所で裁かれ、両名とも殺人について有罪判定をうけ、死刑の判決を下された。同年2月23日、通報者は彼の有罪決定に対して控訴したが、ジャマイカの控訴裁判所は、1986年4月28日、理由を付した判決によることなく、彼の控訴を棄却した。控訴審の審理において、通報者の弁護人は、この控訴について弁論する必要を見いださないと述べただけである。控訴裁判所の理由付判決がないので、通報者は、大審院の司法委員会に対して、さらに特別保釈を

申請することはしなかった。

裁判で依拠された証拠は、通報者と Collins とが、1981年7月1日に、Basil Miller に対して牛を売却し、渡した領収書である。起訴状によれば、この牛は、Jamieson 方から盗まれたものであったが、その Jamieson がたまたまその日の午後 Miller の家を訪問し、その牛を見て、それが自分のものであったことを確認したのである。そこで被告人両名は、Jamieson が、彼らの牛糞棒を証拠付ける領収書を Miller から入手してはまずいと思い、Jamieson を殺害したとされている。

裁判中、検察側は、通報者およびその共同被告人に対する若干の証拠を追加した。それらは、(a) 被告人たちが住んでいた家屋でみつけられた血のついた衣類、(b) 動機の所在、および(c) 通報者の姉および Collins の兄による口頭の証言である。とくに、便所で発見された衣類の帰属に関する通報者の妹の証言は、重要である。起訴状によれば、通報者と Collins とは、殺人の後、その地を逃亡しているが、Collins の兄によれば、被告人達は殺人の翌日の早朝、彼からスーツケースを借りたと証言する。

通報者は、1981年9月15日の彼の陳述は任意のものだとする検察側の主張に異議を唱える。被告人席からの宣誓のない陳述で、彼は、自分から犯罪を自白させようとする警察官によって殴られ通しだったと申し立てた。彼は、警察が彼に「白紙」の自白書に署名させようとしたが、自分が殴打に耐え、差し出された書面に署名することを拒絶したことを確認し、さらに、自分が警察へ陳述したことないし、Jamieson 氏の死亡状況についてもなにひとつ知らないと言い張ったのである。

〔通報者の申し立て〕

7条、14条3項(g)違反：通報者に自白・署名させようとした脅し・殴打。(警察は否定。しかしその裏付けあり=「任意の自白」は逮捕4週間後に、自白陳述書署名時に証人不在、通報者から陳述を得た状況についての検察側証拠にみる多数の矛盾。)

9条3・4項違反：逮捕から公式容疑登録までの26日間、本人の要請を無視して家族・弁護士との面会なし。容疑公表後、裁判官に会うまでもう1週間徒過。この間警察に抑留・異議申し立て不能。等の諸事実より。

14条3項(a)違反：警察は迅速に彼に対する容疑の詳細を知らせず。逮捕直後にキングストンでの数日、単に殺人調査との関係でとのみ告げる。ウェストモーランド警察への移送後も当初は放置。1981／9／15（8／20逮捕）初めて Jamieson 氏殺害容疑と知る。

14条3項(b)違反：防御に備える十分な時間・便宜の不供与、初審・控訴審での弁護士との連絡ほぼ皆無（初審：裁判当日の裁判前15分、裁判中通算7分未満→弁護人が、自白の許容性に関する弁論・証人反対尋問の準備時間なし。控訴審：弁護人の援助をうける時間なし）、自分で弁護人選任出来ず（国選）。

14条3項(d)違反：本人の貧困ゆえ、国選弁護に頼らざるを得ないが、ジャマイカの公的司法援助制度の不備ゆえの、一連の遅延が結果的にこの条項違反状況をつくる。弁護人との連絡不足のため、弁護人の控訴撤回意図を知らず、その意図に反対する機会を逸す。機会があれば、別の弁護人を求めたところであった。

14条3項(c)違反：逮捕後裁判開始まで約18か月経過、この間ほとんど警察に抑留のため、自身で調査・有利な証拠集め等できず。

14条1項違反：第1=初審・控訴審の各弁護人の援助はいずれもお粗末（初審：弁護の構成不十分、検察側証人の反対尋問おざなり、通報人側証人（伯母のアリバイ証言の可能性示唆を無視して）も喚問せず、さらに逮捕の原因となった証言者=通報人の家主婦人の証言も求めず〔これは14条3項(e)違反にもなる〕）。第2=1審裁判官は予断と偏見をもち、B. Miller その他からの伝聞証拠を採用。通報者の弁護人が弁論を開始した時に裁判官は進行を要請→弁論不十分→無罪の推定薄れる。第3=通報者の自白の任意性決定に関する裁判官の態度の不適切。

10条違反：通報者が入れられる「死の行列」は人間の尊厳と抵触。米NGO作成のカタリナ収容所の「死の行列」での非人間的な抑留状況に関するレポートのコピー提出。不十分・粗末な食事、レクリエーション・スポーツ施設の欠如、24時間の監禁、医療設備の不備、教育的配慮の欠如、等々→→全体として10条違反となる。

地方的救済原則について：大審院の司法委員会に請願はしていないが、この要件は満たしていると主張。同院への上訴には、控訴審の判決書必要。通報者は、自分の事件について口頭判決書（Note of Oral Judgement）のあることを、彼の控訴却下後、ほぼ3年間知らず。先例から見ても、上訴の不首尾な結果は明白。

[ジャマイカ＝関係締約国の反論]

地方的救済手段の不尽のため、受理不能。（ジャマイカ憲法110節：大審院司法部への請願制度があるも利用せず。）控訴審の“判決書”に関する通報者側の解釈批判。却下判決で請願受理の先例もあると指摘。

他の諸条項の違反申し立てについては、関係締約国の控訴審裁判所に判定権があり、それを行使したまでと主張。通報290／1988、369／1989に言及。

[委員会での審議]（次下、☆は違反なし、★は違反容認の結論を示す。）

通報の受理可能性について：地方的救済原則関連のものを含め、本件は受理可能。

委員会の「受理決定」後に提出された（1990／5／8 および 1990／9／4）締約国の意見も勘案のうえ、うえの決定は堅持。

7条と14条3項(g)の違反について：締約国は争ってないが、委員会は検討の結果、違反なしとの結論を得た。☆

9条3・4項の違反について：通報者が、逮捕後5週間ばかりも放置されていた事実から、これら条項の違反が認められる。★

10条の違反について：医療施設、衛生状態等々勘案し、10条1項の違反を容認。★

14条3項(a)の違反について：むしろ、9条2項の違反があったと認める。☆★

14条3項(b)・(e)の違反について：「十分な時間」の長さは、事例ごとに異なりうる。この場合は違反はなかった。☆

14条3項(d)の違反について：死刑事件では、とくに厳格な適用必要。被告人に国選弁護人の選択権はないが、弁護人は十分な援助を与えるべき。違反あり。★

14条3項(c)の違反について：逮捕から公判開始までの1年半は必ずしも「不当な遅延」とはいえない。☆ だが、控訴審の却下決定からほぼ5年が徒過したことは、本条項と同条5項の違反である。★

裁判官の予断と偏見について：証拠不十分のため判断せず。

6条の違反について：14条の規定に合わない方法で下された死刑判決は、6条の違反と認める。★

[結論]

よって、当委員会は、本件が、規約6条、9条2項～4項、10条、ならびに14条

3項(c)・(d), および5項に違反するとの意見を得た。また, 死刑事件の場合, 14条の要件はとくに厳守が必要。したがって, 当委員会は, 規約14条3項(c)・(d)および5項違反の被害者 Kelly 氏は, 釈放をともなう救済が与えられるべきだとの意見である¹¹⁾。またこの点に関する将来の関連措置についての締約国からの情報受領を期待する。

正文は, 英, 仏, 露, 西の各語版, うち英語版が原本。

〔個別意見〕

I. Waleed SADI 氏の個別意見

通報者に付けられた国選弁護人の不当行為（上訴権の放棄）のために, 通報者の裁判に誤りがあったとしても, それは, 弁護人の責任であって, 締約国のそれではない。委員会は, 通報者の釈放より, せいぜい再審を求めるべきである。

II. Bertil WENNERGREN 氏の個別意見

委員会の結論に反対ではないが, 通報者が逮捕後5週間も放置されたことは重大。「ただちに」裁判官その他に会う権利は, 2~3日以内にの意。だから, 9条4項の違反を根拠に, 通報者は再審請求を認められるべきである。

10) 通報番号253/1987, Paul Kelly (代理人あり) 対 ジャマイカ (1991年4月8日—第41会期採択の委員会見解)。A/46/40 pp. 241-252。

11) A/46/40 p. 249参照。

C. 通報審議事例・その3¹²⁾

〔通報の概要〕

この事例は, 1988年2月17日に最初の通報（手紙）が受領されたが, 1991年4月11日付で, 不受理の決定を下されたものである。

通報者は, 1954年生まれのスペイン市民であり, 通報提出時（1988年2月17日）は, フィンランドにおいて拘留中の, 強制送還を待つ身であった。本人は, スペインによる規約上の権利侵害の被害者であると主張し, 通報は代理人を通じて提出された。氏名は M. T. (フルネームは削除)。

スペインが違反を申し立てられた条項は, 自由権規約の7条（拷問又は残酷な刑

の禁止)である。なお、スペインについて第1選択議定書が効力を発生したのは、1985年4月25日付けである。

委員会は、当通報が、時間的に受理できないことを理由に却下した。

〔争われた事実〕

かつての政治活動家であった通報者は、1957年から1979年まで、フランスに居住していた。この間、1974年から1977年まで、彼はスペイン財産破壊の罪で、フランスで投獄されていた。1979年、スペインに帰国。通報者は、彼の以前の友人の幾人かが、政治組織 “Action Direct” を結成したことを知っていたことは認めたものの、それに参加したことはないと主張。

1984年3月19日、スペインの民衛隊（シビル・ガード）の特別班（スペシャル・サービス）が、通報者を逮捕。10日間の拘留中、彼は民衛隊に繰り返し拷問され、自分をテロリスト集団の1員と自白する書類に署名するよう強制されたと主張。この期間中、通報者は、彼の事件を担当する調査官（examining magistrate）にも書面送付。事件にみられるいくつかの矛盾のため、彼は釈放された。

1984年8月26日、通報者はフィンランドに旅行、そこで政治的庇護を要請。1987年10月8日、彼は、外国人法を適用されて、フィンランド保安警察に抑留された。1987年12月16日、スペイン政府は、インターポールを通じ、通報者の強制送還を要求。1988年3月4日、フィンランドの最高行政裁判所は、外国人法に基づく通報者の抑留は合法的であると決定、同年3月10日、フィンランド司法大臣が、彼の強制送還を承認したので、1988年3月28日、通報者は、スペインに強制送還された。

1988年10月14日、中央予審裁判（Juzgado Central de Instrucción）は、通報者を武装強盗の罪で有罪決定し、7年の懲役刑に処した。現在、彼は、この決定に対してスペインの最高裁判所に上告中であり、かつ保釈金を積んで保釈中である。

〔通報者の申し立て〕

1984年の3月に、彼が、マドリッドのカラバンシェル刑務所にいる間にうけた待遇は、規約7条に違反するものであり、スペインについて、議定書が効力を発生したのは、1985年4月25日付という事実にもかかわらず、規約人権委員会は、彼の通

報を審議する権限があると判定するべきである。なぜなら、1984年に通報者がうけた拷問は、その「直接の効果 (immediate effects)」を継続させるものであり、彼は、その拷問によっておこなった1984年の自白を根拠として、フィンランドから強制送還されたからであると主張。また、通報者は、スペインで再び拷問にかけられることを懸念しているとも述べた。

〔スペイン=関係締約国の反論〕

1984年の拷問に関する通報は、時間の基準 (*ratione temporis*) に照らして、不受理の決定がおこなわれるべきである。申し立てられた規約違反行為の効果の継続が問題になるのは、スペインについて、議定書が効力を発生した後の規約違反行為に限られるべきである。また1987年12月15日の送還要求は、先の事件担当の調査官の前で通報者がおこなった「認定 (=自白に相当)」にもっぱら依拠するものである。それに、通報者は、これらの陳述が強制されたものであると主張したことがない。

地方的救済手段も尽くされていない。拷問はスペイン民法にも刑法にも関係するので、通報者は国内の刑事法廷でも、民事法廷でも、事件を争えたのにそれをしていない。また憲法53条、司法権法 (*Ley Organica del Poder Judicial*) の43条に基づいて、庇護 (amparo) の救済を求めることが可能である。

〔委員会での審議〕

まず、委員会手続き規則87に照らして、委員会は、議定書に基づき、通報の受理・不受理を決定する。

議定書の、対スペイン効力発生日は、1985年4月25日で、これは遡及効果をもたない。したがって、当委員会は、この時間の基準に照らして、1984年3月に発生した規約違反に関する当通報が、受理不可能であるといわなければならない。当該違反の効果が、議定書の効力発生日以後にも継続しているか、その効果の継続自体が規約違反に該当する場合なら別であるが。

通報者の自白が強制され、規約14条1項、3項(g)の違反を構成するとの主張についても、強制行為自体が議定書の対スペイン発効後に継続していないのだから、問

題にならない。

〔結論〕

通報は、ratione temporis により、受理不可能である。

この決定は、関係締約国および弁護人を通じて通報者に通知される。

12) 通報番号310／1988. M. T. 対 スペイン (1991年4月11日—第41会期採択の委員会見解)。A／46／40 pp. 284—286。

【おわりに】

以上の通報事例をみれば、これらはすべて自国民によってその本国の条約違反責任が追及されている例であるが、正直なところ、それほど特別に注目するべきような事件とはいえないのが実状である¹⁾。

実際のところ、事例Bなどは、「死刑」にかかわる事件とはいうものの、もともとはかなりつまらない窃盗事件である。結局は、こういった事件でさえもが、国際的な機関への救済請求の道を開かれているという事実を評価するべきなのであろう。

仮に、日本が、議定書の締約国となったとすれば、アイヌとか、沖縄県人といつた言語少数民族も、事例Aにみるよう問題を含みうるとも考えられる。その意味でも、日本が、この議定書の締約国となることは、大いにわれわれの人権感覚を強めるのに寄与することであろうと思われるのである。

1) 規約委員会が、議定書に基づく個人通報を審議した最近の事例の特徴は、阿部・今井両氏の連載する『入門国際人権法－12』法学セミナー469号93～97頁に要領よくまとめられている。両氏によれば、生命に対する権利——死刑、「失踪」、被拘禁者の権利、法の下の平等、少数民族の権利、といった項目にかかわる事例が多いとされているが、関係締約国に重なりが出ないように配慮して、アトランダムに選んだ3種の事例も、その例外となってはいない。